

図表1 農業法人における貸借対照表のサンプル

貸借対照表		令和6年12月31日現在	
		単位：千円	
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>		<b>流動負債</b>	
現金預金	3,338	買掛金	477
売掛金	1,330	短期借入金	1,200
貸倒引当金	-12	未払金	1,100
未収入金	613	未払費用	650
農産物(製品)	598	前受金	100
原材料	140	預り金	84
仕掛品	213	未払法人税等	154
貯蔵品	84	未払消費税	435
合計	6,304	合計	4,200
<b>固定資産</b>		<b>固定負債</b>	
有形固定資産		長期借入金	12,800
建物・構築物	8,677	農業経営基盤強化準備金	4,000
機械装置	11,749	合計	16,800
車両運搬具	3,482		
工具器具備品	4,465		
生物	3,200		
育成仮勘定	975		
無形固定資産			
ソフトウェア	530		
投資その他の資産			
出資金	100		
長期前払費用	218		
繰延資産			
創立費	300		
合計	33,696		
資産合計	40,000		
		<b>(純資産の部)</b>	
		株主資本	
		資本金	10,000
		資本剰余金	1,500
		利益剰余金	
		利益準備金	250
		農業経営基盤強化準備金	1,500
		繰越利益剰余金	5,750
		純資産合計	19,000
		負債・純資産合計	40,000

(出所) 筆者作成

① 売上高

損益計算書の  
特徴と見方

株主総会などにおける剰余金処分の手続きにおいて任意積立金として農業経営基盤強化準備金を積み立て、同額の繰越利益剰余金を減額する。

売上高に計上される科目は、営業形態に応じて次のような科目がある(図表2)。

- ・ 農産物売上高：自己が生産した農産物などの販売収入。製品別に「水稻売上高」と表示することもある
- ・ 作業受託収入：外部から農作業の委託を受けて得た収入

生物売却収入：肉牛など販売用家畜等の販売収入

補助金は目的に応じて、勘定科目が異なる。

- ② 売上原価

売上原価とは、売上高を計上するために直接かかった費用を示す。生物売却収入に対応する原価は生物売却原価で

ある。農産物売上高と作業受託収入に対応する原価は、後述する製品棚卸高調整後の製品製造原価で表される。

- ③ 販売費及び一般管理費

売上高と直接的に対応する費用は売上原価に計上されるが、売上高とは直接対応しない販売や管理に関わる費用は、販売費及び一般管理費に計上される。農業法人と一般法人の販売費及び一般管理費には大きな差異は見られないため、説明は割愛する。

④ 補助金等

農業法人については国内での自給自足の方針の下、農業経営者の安定化を図るため、他の業種よりも補助金受給の機会が多い。補助金等を受給したときの損益計算書の表記は、次のとおりである。

- ・ 価格補填収入

農畜産物の価格補填を目的とする補助金等は、農畜産物の販売数量に基づいて交付さ

押さえておきたい

# 農業法人の決算書の特徴と見方のポイント

八木正宣 税理士法人SBL代表社員・税理士

ここでは、貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書別に、農業法人に特有の勘定科目の特徴や見方のポイントを解説する。

貸借対照表の  
特徴と見方

① 棚卸資産

貸借対照表中で農業に関する特徴が表れるのは、棚卸資産と固定資産だ(図表1)。

農業法人における棚卸資産には、次のような勘定科目がある。一口に「農業」といっても、稲作・畑作だけでなく果樹園や畜産業など多岐にわたるため、農業法人の業態に即した勘定科目名が付される点に留意したい。

- ・ 農産物(製品)：販売目的で生産し、収穫した農産物のうち未販売のもの
- ・ 原材料：農作物などの生産

② 有形固定資産

稲作や畑作の場合、農業用機械が高額になることが少なくない。設備投資の妥当性、次回の設備投資時期等を把握するために、機械装置に計上された金額について、購入時期や耐用年数といった内訳を確認しておきたい。

他に特徴的な点が、果樹園や畜産業等における生物の計上だ。例えば、家畜については牛や馬、豚、綿羊、やぎ等が、果樹についてはかんきつ類やりんご樹、ぶどう樹、茶樹等が該当する。

生物の計上の手順であるが、まず生産活動を開始するまでに果樹・家畜にかかった育成費用は、育成仮勘定に集

③ 農業経営基盤強化準備金

農業経営基盤強化準備金とは、青色申告をする認定農業者等が経営所得安定対策などの交付金を農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合に、損金に算入が認められているものだ。その会計処理には次の二つがある。

- ・ 損金経理方式

農業経営基盤強化準備金繰入額として損益計算書上の特別損失に計上するとともに、同額を農業経営基盤強化準備金として貸借対照表上の固定負債に計上する。同準備金を取り崩した場合は、農業経営基盤強化準備金戻入額として特別利益に計上する。

- ・ 剰余金処分経理方式

業を営む個人事業者や農業法人の会計には、一般的な業種とは異なる勘定科目や会計処理がある。以下、農業法人の決算書の特徴や見方について解説する。

のために購入した種子、肥料や飼料、農業等

- ・ 仕掛品：栽培、育成中の農産物や販売目的で飼育途中の家畜等
- ・ 貯蔵品：燃料や包装材料等

計される。そして、生産活動を開始した果樹・家畜に関しては、育成仮勘定から生物勘定に振り替えたうえで、税法で定められた耐用年数で減価償却を行うことになる。

・肥料費：肥料の購入費  
 ・農業費：農業の購入費や防除作業費  
 これに加え、畜産業では種付料、登録料といった繁殖用の牛や豚の購入費を表す素畜費、飼料等の勘定科目が使われることがある。

種苗や肥料、飼料、農業については、決算期日において  
 ② 労務費  
 農業は他業種と比較して利益を計上しにくく、人件費に

**労務費の構成に着目し人材の活用状況を確認**

棚卸を行ったうえで製造原価から控除し、貸借対照表上の棚卸資産として計上する。

**POINT**

● 貸借対象表では、棚卸資産と固定資産の勘定科目に留意。実態に即した科目が付される  
 ● 損益計算書では、農業の営業形態に応じて売上高や売上原価等に特有の勘定科目がある

図表3 農業法人における製造原価報告書のサンプル

製造原価報告書		
令和6年1月1日から令和6年12月31日まで		
単位：千円		
科目	金額	
<b>材料費</b>		
期首材料棚卸高 (+)	133	
種苗費 (素畜費)	868	
肥料費 (飼料費)	1,560	
農業費	997	
期末材料棚卸高 (-)	140	
材料費計		3,418
<b>労務費</b>		
賃金手当	6,887	
法定福利費	549	
福利厚生費	122	
労務費計		7,558
<b>経費</b>		
作業委託費	2,456	
動力光熱費	3,459	
農具費	2,140	
修繕費	2,776	
農業共済掛金	864	
小作料	905	
土地改良費	879	
減価償却費	2,709	
雑費	1,409	
製造経費計		17,597
当期総製造費用		28,573
期首仕掛品棚卸高 (+)		200
期末仕掛品棚卸高 (-)		213
当期製品製造原価		28,560

(出所) 筆者作成

金融機関の担当者としては社会保険の加入関係や季節労働、日雇いの活用といった労務費の構成について関心を持っておきたいところだ。

③ 経費  
 農業における生産活動に関する支出として特徴的なのが次の科目だ。

- ・農具費：取得価額が10万円未満の農具の購入費
- ・農業共済掛金：水稲などにかかる共済掛金
- ・小作料：農地の賃借料
- ・土地改良費：土地改良にかかった費用や客土の購入費

他にも、稲作における水利費や畜産業における診療衛生費といった勘定科目が挙げられる。

図表2 農業法人における損益計算書のサンプル

損益計算書		
令和6年1月1日から令和6年12月31日まで		
単位：千円		
科目	金額	
<b>I 売上高</b>		
農産物売上高	34,900	
作業受託収入	2,600	
価格補填収入	56	
生物売却収入	1,400	38,956
<b>II 売上原価</b>		
期首製品棚卸高 (+)	438	
当期製品製造原価	28,560	
合計	28,998	
期末製品棚卸高 (-)	598	28,400
生物売却原価		900
売上総利益		9,656
<b>III 販売費及び一般管理費</b>		
販売費及び一般管理費合計		9,400
営業利益		256
<b>IV 営業外収益</b>		
作付助成収入	800	
一般助成収入	1,200	2,000
<b>V 営業外費用</b>		
支払利息		746
経常利益		1,510
<b>VI 特別利益</b>		
国庫補助金収入		2,000
<b>VII 特別損失</b>		
固定資産圧縮損		2,000
税引前当期純利益		1,510
法人税・住民税及び事業税		302
当期純利益		1,208

(出所) 筆者作成

**製造原価報告書の  
特徴と見方**

ため、その後の年度においては減価償却の減少から生じる利益が計上される。

れるため、売上高の区分に計上される。

・作付助成収入  
 作物の生産助成を目的とする交付金は、作付面積に応じて交付される収入であり、農産物の販売によって実現する収益ではないため、営業外収益の区分に計上される。

出荷奨励金、転作奨励金等、作付面積以外の基準によって交付される収入も営業外収益の区分に計上される。

⑤ 圧縮記帳  
 補助金等により農業用機械等を取得した場合、圧縮記帳の処理が認められている。

圧縮記帳とは、取得した固定資産の取得価額から補助金額に基

等に相当する金額を控除する方法をいう。補助金の金額が固定資産圧縮損として損金処理されるため、補助金を受け取った年度には国庫補助金収入と相殺され、課税を回避することができるとは、圧縮された取得価額に基

**農具費・小作料等は  
農業特有の経費**

① 材料費  
 農産物そのものを構成する材料費には、次のような勘定科目がある。

- ・種苗費：種、苗等の購入費